

# 山梨県公報

第五百五十三号

令和二年

十二月十七日

木曜日

## 目次

○附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置の一部改正……………六一七

○保安林の指定の解除の予定……………六一七

○道路の区域変更……………六一七

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………六一八

○山梨県告示第三百二十二号の公布公告……………六一八

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(三件)……………六一八

○随意契約の相手方の決定について……………六一九

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六一九

○高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正……………六二二

## 公安委員会

## 告示

### 山梨県告示第三百二十三号

附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置(令和二年山梨県告示第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

本則の表委員の任期の欄中「令和二年十二月三十一日」を「令和三年三月二十六日」に改める。

### 山梨県告示第三百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市芦安芦倉字サガ畑一六八〇の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年一月七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 上野原あきる野線

三 道路の区域

区間	旧 の別 (メートル)	新 の別 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市上野原字新井原四六九三番地先から	六・五	二四・〇	五九・四
上野原市上野原字林ノ上五二三八番二地先まで	六・五	二五・〇	五九・四

### 山梨県告示第三百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年一月七日までの縦覧に供する。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 四日市場上野原線
- 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市秋山字大ダミ二二八二四番一地从先から 上野原市秋山字大ダミ二二八二番地先まで	八・〇 一六・三	七・三 一五・九		六六・二

## 公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ石和広瀬店 山梨県笛吹市石和町広瀬字不二塚町千三百七十四番十五号
- 届出の内容 新設
- 届出の公告日 令和二年八月六日
- 意見の概要

  - 消火栓等の確認
  - 騒音対策の実施
  - 廃棄物等の処理等

- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和三年一月十八日まで

● 山梨県告示第三百二十二号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第三百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定に基づき、次の区域において百羽以上の家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。）を所有する者に対し、次のように消毒方法等を実施することを命ずる。

令和二年十二月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 実施の目的 本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- 実施する区域 県内全域
- 実施の期日 令和二年十二月十一日から同月二十四日まで
- 実施方法 次に掲げる方法。ただし、同等の効果が認められる方法に代えることができる。
  - 消毒方法 農場内（施設周囲及び農場敷地内）の消石灰散布
  - ねずみ、昆虫等の駆除方法 農場内での殺鼠剤及び殺虫剤の散布等

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（神田地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年一月二十一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年二月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年六月十七日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（女蚊窪地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年一月二十一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年二月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年六月十七日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（五町田地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年一月二十一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年二月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年六月十七日まで

● 随意契約の相手方の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る物品等
  - (一) 名称 I P R 形移動用無線機
  - (二) 数量 百七十台
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県出納局管理課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年十月六日
- 四 随意契約の相手方
  - (一) 名称 三菱電機株式会社
  - (二) 住所 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号
- 五 契約金額 一億三千四百九十八万六千六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入することができる者が特定されているため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第三百十号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和二年十二月十七日

山梨県公安委員会

別表第一中 委員長 石川 恵

二二八	斐崎市穂坂町宮久保一、二一六番地先(主要地方道斐崎昇仙峡線と市道との十字路交差点)	上ノ山・穂坂地区工業団地入口	令和二年一月二二日 告示第一二二号
-----	---	----------------	----------------------

二二八	斐崎市穂坂町宮久保一、二一六番地先(主要地方道斐崎昇仙峡線と市道との十字路交差点)	上ノ山・穂坂地区工業団地入口	令和二年一月二二日 告示第一二二号
二二九	斐崎市藤井町北下條二、五三一番地先(主要地方道茅野北杜斐崎線と市道との十字路交差点)	斐崎中央公園前	令和二年二月一七日 告示第一三〇号

九九	北杜市明野町上手五、四四八番地先(主要地方道斐崎増富線と市道との丁字路交差点)	谷井	令和二年一月二二日 告示第一一二号
----	---	----	----------------------

九九	北杜市明野町上手五、四四八番地先(主要地方道斐崎増富線と市道との丁字路交差点)	谷井	令和二年一月二二日 告示第一一二号
一〇〇	北杜市須玉町大豆生田一、一六七番地先(国道一四一号と市道との丁字路交差点)	北杜市役所西	令和二年二月一七日 告示第一三〇号

に改める。  
別表第四の二二七の項を次のように改める。

二二七	削除	斐崎	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
-----	----	----	----------------------

別表第五の五〇六の項の次に次のように加える。

五〇七	市道	甲府市上石田二丁目二四番一四号先(市道同士の交差点)	西進する車両(原付)	終日	甲府	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
-----	----	----------------------------	------------	----	----	----------------------

			両・軽車(を)除く			
--	--	--	-----------	--	--	--

別表第六の一五六の項を次のように改める。

一五六	主要地方道甲斐斐崎線	甲府市朝日五丁目一、二番一先(朝日通り北交差点)	東進する車両(二輪車を除く)	七時から二時	甲府	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
-----	------------	--------------------------	----------------	--------	----	----------------------

別表第六の三三七の項を次のように改める。

三三七	削除				笛吹	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

別表第十の八九二の項を次のように改める。

八九二	町道	西八代郡市川三郷町市川大門九四九番地先			鰍沢	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
-----	----	---------------------	--	--	----	----------------------

別表第十の五、四〇三の項を次のように改める。

五、四〇三	主要地方道斐崎北杜線	斐崎市藤井町北下條二、五三一番地先			斐崎	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
-------	------------	-------------------	--	--	----	----------------------

別表第十の五、六二二の項の次に次のように加える。

五、六二三	市道	甲府市山宮町一、六八〇番地六先			甲府	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
五、六二四	自転車道	甲府市中央一丁目一番三二号先			甲府	令和二年二月一七日 告示第二三〇号
五、六二五	市道	甲府市堀之内町八六四番地一先			南甲府	令和二年二月一七日 告示第二三〇号

五、六二六	市道	甲府市堀之内町七二六番地先	一	南甲府	令和二年二月 一七日 告示第二三〇号
-------	----	---------------	---	-----	--------------------------

別表第十二の一の項の次に次のように加える。

二	国道二〇号	笛吹市石和町四日市場一七八五番地先(広瀬東交差点)	東進する車両	終日	笛吹	令和二年二月 一七日 告示第二三〇号
---	-------	---------------------------	--------	----	----	--------------------------

別表第十四の四四三の項を次のように改める。

四四三	主要地方道北杜富士見線	北杜市小淵沢町五七九五番地先(松木坂交差点)から北杜市小淵沢町九二一九番地三先(長野県境)までの両側	一、四二〇	車両(けん付引)を除く。	四〇	北杜	令和二年 一二月一 七日 告示第一三〇号
-----	-------------	--	-------	--------------	----	----	-------------------------------

別表第十四の一、四四〇の項を次のように改める。

一、四〇	富士川西部広域農道	南アルプス市百々二八二四番地先(百田保育所交差点)から南アルプス市百々二五三番地先(百々交差点)までの両側	八五〇	車両(けん付引)を除く。	四〇	南アルプス	令和二年 一二月一 七日 告示第一三〇号
------	-----------	---	-----	--------------	----	-------	-------------------------------

別表第十四の一、七六八の項の次に次のように加える。

一、七六九	富士川西部広域農道	南アルプス市下高砂三三五番地先(ハッピーパーク東交差点)から南アルプス市百々二八二四番地先(百田保育所東交差点)までの両側	二、一〇〇	車両(けん付引)を除く。	五〇	南アルプス	令和二年 一二月一 七日 告示第一三〇号
七〇、七	主要地方道北杜富士見線	北杜市小淵沢町二九六八番地先(馬術競技場入口交差点)から北杜市小淵沢町五七七	二、六八〇	車両(けん付引)を除く。	五〇	北杜	令和二年 一二月一 七日 告示第一三〇号

九五番地先(松木坂交差点)までの両側	( )
--------------------	-----

別表第十六の九四一の項を次のように改める。

九四一	削除	日下部	令和二年二月 一七日 告示第一三〇号
-----	----	-----	--------------------------

別表第十六の三、〇二八の項を次のように改める。

三、〇二八	削除	南甲府	令和二年二月 一七日 告示第一三〇号
-------	----	-----	--------------------------

別表第十六の六、九一二の項を次のように改める。

六、九一二	削除	韮崎	令和二年二月 一七日 告示第一三〇号
-------	----	----	--------------------------

別表第十六の一、二〇四の項を次のように改める。

一、二〇四	削除	北杜	令和二年二月 一七日 告示第一三〇号
-------	----	----	--------------------------

別表第十六の一、六一九の項を次のように改める。

一、六一九	削除	韮崎	令和二年二月 一七日 告示第一三〇号
-------	----	----	--------------------------

別表第十六の二二、〇四八の項の次に次のように加える。

二二、〇四九	市道	甲府市城東五丁目三番一四号先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	甲府	令和二年二月 一七日 告示第一三〇号
二二、〇五〇	市道	甲府市堀之内町七二六番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南甲府	令和二年二月 一七日 告示第一三〇号
二二、〇五一	市道	山梨市万力二、〇二〇番地二先	日下部	令和二年二月

一一、〇五二	市道	(国道一四〇号と市道との丁字路交差点・西進車両)	富士吉田三丁目二八番一先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	富士吉田	一七 日 令和二 年一 月一 七 日 告示第 一三〇 号
					告示第一三〇号

別表第四十の二の項を次のように改める。

二	削除	甲府	令和二年二月十七日 告示第一三〇号
---	----	----	----------------------

**山梨県公安委員会告示第三百一十一号**

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和二年十二月十七日

山梨県公安委員会

委員長 石川 恵

別表第三の二五〇の項の次に次のように加える。

二五二	自動車専用道路(湖道上り線)	富士吉田市上吉田五、六〇六番地一三先から富士吉田市上吉田五、六〇五番地八先まで	五〇五メートル	自動車	五〇	高速	令和二年二月十七日 告示第一三〇号
二五二	自動車専用道路(湖下り線)	富士吉田市上吉田五、六〇五番地八先から富士吉田市上吉田五、六〇六番地一三先まで	五〇五メートル	自動車	五〇	高速	令和二年二月十七日 告示第一三〇号

別表第四の四の項及び五の項を次のように改める。

四	削除	高速	令和二年二月十七日 告示第一三〇号
---	----	----	----------------------

五	削除	高速	令和二年二月十七日 告示第一三〇号
---	----	----	----------------------